

第3章

計画の推進に際して



I 社会全体で取り組むための連携・協力

【社会全体で取り組む】

直面する様々な教育課題を解決するためには、学校や家庭、地域社会が共に支え合い、教育に参画することが必要です。そのためには、保護者、教員はもとより、県民一人一人が教育についての意識を高める必要があります。

本県では、社会全体で教育に取り組む気運を高めるため、11月1日を「彩の国教育の日*」（11月1日～7日は「彩の国教育週間*」）とし、教育に関する様々な取組を推進しています。

また、平成18年度（2006年度）に改定した「彩の国教育改革アクションプラン」で「学校を『核』とした学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成」という方向性を示しました。それを受けて、本県では地域が学校を支える「学校応援団*」の組織化や家庭教育を支援する「親の学習*」プログラムの開発・普及などを推進してきました。

今後は、さらにその方向性を進め、全庁的に取り組むとともに、市町村、学校・家庭・地域、企業や大学・研究機関、NPOや民間団体、マスメディアなど、正に社会総がかりで、次代を担う子どもたちを育てることが必要です。

【地域との連携・協力】

地域には学校を支えることができる多彩な人材がいます。学校の情報を積極的に発信するとともに、NPOや企業・民間団体とも連携・協力しつつ、地域の人材を積極的に発掘して、学校の教育力として取り込むことが必要です。

現在、本県では、小・中学校における「学校応援団」の組織化を推進しています。学校応援団は、地域のボランティア活動により、児童生徒の学習活動、安全確保、環境整備などの支援に努めています。

このほかにも、学習支援や部活動指導などに地域のボランティアが積極的に支援しています。また、学校の余裕教室等を拠点に、放課後の子どもの居場所づくりとして「放課後子ども教室*」を推進しています。

今後は、こうした取組により、学校の活性化を促すだけでなく、活動を通して地域住民同士の交流を活発にし、さらに地域の絆を深めていくことが必要です。

【大学・企業との連携・協力】

本県は首都圏にあり、交通網が充実していることから、世界をリードする研究機関や大学、民間企業が多く立地しています。

これまでも、例えばスーパーサイエンスハイスクール(SSH)*における大学や研究機関と連携した科学教育の推進や、企業関係者との協働により職業意識を啓発する高校生四者面談会(生徒・保護者・教員・企業役員)の実施などを進めてきました。

特に、平成16年(2004年)には本県教育委員会と埼玉大学が、平成19年(2007年)には本県と埼玉大学が包括協定を結び、相互に連携・協力していくことが合意され、産学官が連携した研究開発など、様々な取組が進んでいます。

今後、こうした連携で得たノウハウを生かし、「産業人材育成プラットフォーム*」による産業教育への支援体制の整備や、「彩の国未来創造フェア」の実施など、大学や研究機関、民間企業と連携・協力した取組を推進します。

【家庭教育との連携・協力】

教育基本法が改正され、家庭は子どもの教育について第一義的な責任を有することが明確に示されました。学校と家庭は、役割分担を明確にした上で、相互に連携・協力していくことが重要です。

一方で、核家族化の進展や地域社会の変化などに伴い、子育ての経験や知恵が継承されず、家庭の教育力の低下が指摘されています。

こうしたことから、行政としても、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育に対し積極的な支援を行うことが求められています。

このため、「親の学習」など家庭教育支援のための学習機会を提供するとともに、子育てや教育について気軽に相談・交流できる場を設けるなど、社会全体で子育てを支援することが必要です。

また、仕事と家庭生活の調和(ワークライフバランス)の推進など、企業と連携しながら、男性も女性も、仕事と子育てを両立できる環境づくりを促進します。

Ⅱ 市町村との連携と学校への支援

【市町村との連携・支援】

平成12年(2000年)に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、県と市町村との関係は対等協力の関係となりました。より効果的で効率的な行政運営の実現などを目指して市町村合併が進められ、本県においても、平成13年(2001年)4月に92あった市町村数が平成20年(2008年)12月現在70となっています。

また、地方分権の担い手である市町村に対して、権限の移譲を進めており、平成20年(2008年)4月1日までに124の事務を移譲しました。

現在、市町村は、小・中学校の管理運営や生涯学習機会の提供など、県民に最も身近な教育行政を担当しています。一方、県は県費負担教職員制度による教職員の任免や広域自治体としての県の方針の策定など、全県的な教育水準の維持向上に努めています。

国では、県費負担教職員の人事権を移譲することについて検討が進められており、今後、地方分権の流れを踏まえつつ、それぞれの市町村が地域の現状と課題を踏まえて、自らの判断と責任において教育行政に取り組んでいくことが重要です。

県としては、小規模な市町村に対する支援や広域調整機能を担うなど、より市町村の主体性を尊重しつつ、本県全体における教育水準の維持向上に取り組めます。

【学校への支援】

教育施策の推進に当たっては、子どもの教育を中心的に担っている学校の取組が重要であることは言うまでもありません。

県は、市町村立学校における教育活動が充実するよう、市町村と連携して適切な指導・助言や情報提供を行います。

県立学校に対しては、必要な指導・助言や情報提供を行うとともに、県立高校における特色ある主体的な学校運営を促すため、学校自らが事業を企画提案する制度を推進します。

また、教員が子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、事務負担の軽減、会議や調査の精選など、積極的に取り組めます。

本県の教育施策の立案についても、教職員の意見を反映させることが重要です。本県では現在、「教職員施策提案制度」を実施しており、今後とも、これらの制度の趣旨を生かし、現場の意見を踏まえた取組を進めます。

Ⅲ 施策評価の実施と教育投資の充実

【施策評価の実施】

本計画に掲げた施策を進めるに当たっては、企画(plan)→実施(do)→評価(check)→改善(action)という政策マネジメントサイクルを踏まえ、次年度の具体的な事業を検討することが重要です。このため、本計画においては、施策ごとに分かりやすい指標(96ページ)を設定し、その指標も参考としながら施策の成果を検証します。

また、平成19年(2007年)の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、教育委員会は毎年、事務の管理及び執行について点検及び評価を行い、その結果についての報告書を議会に提出するとともに、公表することとなりました。

こうした取組により、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たしていきます。

【教育投資の充実】

義務的経費の増大など、本県の財政運営は引き続き厳しい状況にあります。このため、県では平成20年度(2008年度)を初年度とする「埼玉県新行財政改革プログラム」(平成20~22年度)に基づき、「もっと小さくもっと賢い最小・最強の県庁」を目指し、選択と集中の観点から必要な改革を推進しているところです。

中国の古典をもとにした「1年先を思う人は穀物を育て、10年先を思う人は木を育て、100年先を思う人は人を育てる」という言葉があるように、教育は未来への投資です。

人口減少・超高齢社会の到来など、時代は大きな変革期にあります。こうした時代こそ、将来の人づくりを担う教育の取組に力を注ぐべきです。

本県は、県財政に占める教育費の割合が全国的に見て高く、限られた財源の中で教育費を確保しています。また、児童生徒数も多く学校教育費総額では全国で上位にありますが、児童生徒一人当たりでは、平野部が多く人口密度が高いなど地理的な条件もあり効率的な教員配置となっているため低くなっています。

こうした状況を踏まえ、教育投資についてその充実を図るため、特に重点を置くべき取組については、必要な予算の確保に努めます。

また、国に対しても、教育予算の拡充を積極的に働きかけるとともに、教員が子どもと向き合う時間の拡充や新たな教育課題への対応などのため、教員定数の改善についても働きかけます。

指標一覧

「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」に基づき設定した指標

基本目標	施策名	施策指標	現状値 (平成19年度)	目標値 (平成25年度)	ページ
I 確かな学力と自立する力の育成	「教育に関する3つの達成目標」の推進	「教育に関する3つの達成目標」における基礎学力定着度 ^{*1}	小学校6年 89.7% 中学校3年 82.5%	95% 95%	30
		児童生徒の8割以上に身に付いている「規律ある態度」の項目数 ^{*1}	小学校(全学年72項目中) 52項目 中学校(全学年36項目中) 24項目	72項目 36項目	
		体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(A、B、C)の児童生徒の割合	小学校 75.3% 中学校 81.9%	80% 85%	
		体力テストの結果で全国平均を上回っている項目数の割合 ^{*2}	59%	80% (23年度)	
	確かな学力の育成	大学や研究機関などと連携した講義や授業を継続して教育活動に取り入れている県立高校の割合 ^{*3}	54.3%	65%	32
	伝統と文化を尊重し国際性をはぐくむ教育の推進	地域の歴史や自然について関心があると回答した児童生徒の割合	小学校 44.7% 中学校 18.9%	55% 30%	34
	時代の進展に対応する教育の推進	先進的な教育プログラムを開発・実施する県立高校の地域のネットワークの数 ^{*1}	1か所	4か所	36
	キャリア教育・職業教育の推進	公立高校卒業者の進路未定者の割合	1.8%	1.2%	38
	幼児教育の推進	幼稚園・保育所などと連携・交流している小学校の割合	92.8%	100%	40
	特別支援教育の推進	特別支援教育の推進	小・中学校で支援籍学習が実施されている市町村数 ^{*1}	58市町	全市町村
特別支援教育コーディネーターを指名し校内委員会を設置している県立高校の割合			コーディネーター 4% 校内委員会 6%	100% 100%	
個別の教育支援計画を作成している小・中学校の割合			29%	55%	

基本目標	施策名	施策指標	現状値 (平成19年度)	目標値 (平成25年度)	ページ
Ⅱ豊かな心と健やかな体の育成	「埼玉の子ども70万人体験活動」の推進	公立高校卒業者の進路未定者の割合(再掲)	1.8%	1.2%	46
	豊かな心をはぐくむ教育の推進	児童生徒の8割以上に身に付いている「規律ある態度」の項目数(再掲) ^{*1}	小学校(全学年72項目中) 52項目 中学校(全学年36項目中) 24項目	72項目 36項目	48
	いじめ・不登校・高校中途退学の防止	不登校(年間30日以上)児童生徒数 ^{*1}	小学校 1,238人 中学校 6,117人	小学校 1,000人 以下 中学校 4,500人 以下	50
		公立高校1年生の中途退学率及び中途退学者数 ^{*1}	5.0% 1,916人	3.4%以下 1,300人以下	
	生徒指導の充実	児童生徒の暴力行為発生件数(公立小・中・高等学校) ^{*1}	2,300件	1,500件	52
		警察職員による非行防止教室の受講者割合(小・中学生) ^{*1}	77.7% (平成19年)	100% (平成25年)	
	人権を尊重した教育の推進	人権感覚育成プログラムを実践した学校の割合(公立小・中・高等学校)	—	100%	54
	健康の保持・増進	朝食をほとんど食べない子どもたちの割合 ^{*1}	小学生 1.5% 中学生 3.9%	1%未満 1%未満	56
	体力の向上と学校体育活動の推進	体力テストの5段階絶対評価で上位2ランク(A、B)の児童生徒の割合	45.7%	50%	58
		体力テストの結果で全国平均を上回っている項目数の割合(再掲) ^{*2}	59%	80% (23年度)	
Ⅲ質の高い学校教育の推進	教職員の資質向上	民間企業や社会福祉施設などでの社会体験研修を修了した教員の割合 ^{*1}	21.4%	35%	62
	県立高校の再編整備と学校の組織運営の改善	公立小・中学校における学校関係者評価の実施率	小学校 62.5% 中学校 64.7%	100% 100%	66

基本目標	施策名	施策指標	現状値 (平成19年度)	目標値 (平成25年度)	ページ
Ⅲ 質の高い学校教育の推進	県立高校の再編整備と学校の組織運営の改善	県立高校再編整備における目標学校数	全日制高校 139校 全日制定時制併置校 22校 定時制独立校 5校 (中期再編整備後)	133~135校程度 17校程度 6校程度	66
	子どもたちの安心・安全の確保	スクールガード・リーダーの配置	10校に1人	5校に1人	68
	学習環境の整備・充実	公立学校の耐震化率 注)県立学校は22年度までの達成を目指します。	県立学校 88.0% 小・中学校 56.1%	100% 85%	70
	私学教育の振興	私立小・中・高等学校の学校関係者評価の実施率	7%	70%	72
Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上	「学校応援団」の推進	地域や家庭が学校を支える「学校応援団」の組織率(小学校)*1	38%	100%	76
	学校・家庭・地域が一体となった教育の推進				78
	家庭教育支援体制の充実	「親の学習」指導者数*3	103人	600人	80
Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興	生涯を通じた多様な学習活動の振興	生涯学習ステーションのアクセス件数*3	70,152件	89,000件	84
	文化芸術の創造と伝統文化の継承	県立美術館・博物館の5年間の累計入館者数	408万人 (平成15年~19年度)	432万人 (平成21年~25年度)	86
	地域スポーツの振興	週に1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合*1	31.9% (平成20年度)	55%	88
		総合型地域スポーツクラブの設立数*1	34クラブ	71クラブ	
	県立学校体育施設開放可能時間数 注)目標値の25万時間とは、開放している県立学校体育施設1か所あたり平均週11時間程度の開放時間を合計した数値です。	20万時間 (平成20年度)	25万時間		

※1~3は、「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」において平成23年度の目標値が設定されています。

本計画では、計画期間が異なるためそれぞれ次のように設定しています。

※1 平成23年度までに達成を目指し、その水準を維持します。

※2 平成23年度までに達成を目指します。

※3 平成25年度まで目標値を伸長します。